

保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

＜標準規模の保育園(定員90人)の職員数＞
 ※公定価格上の職員数
 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
 調理員等3人 合計17人



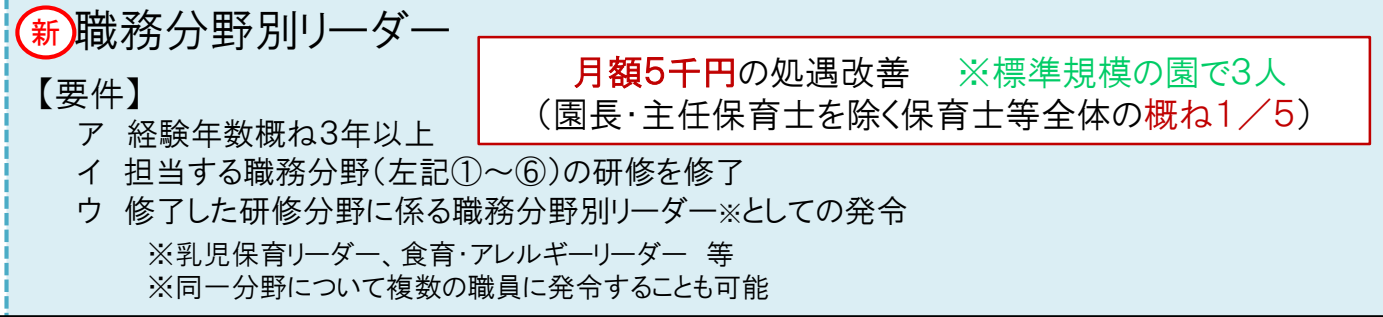
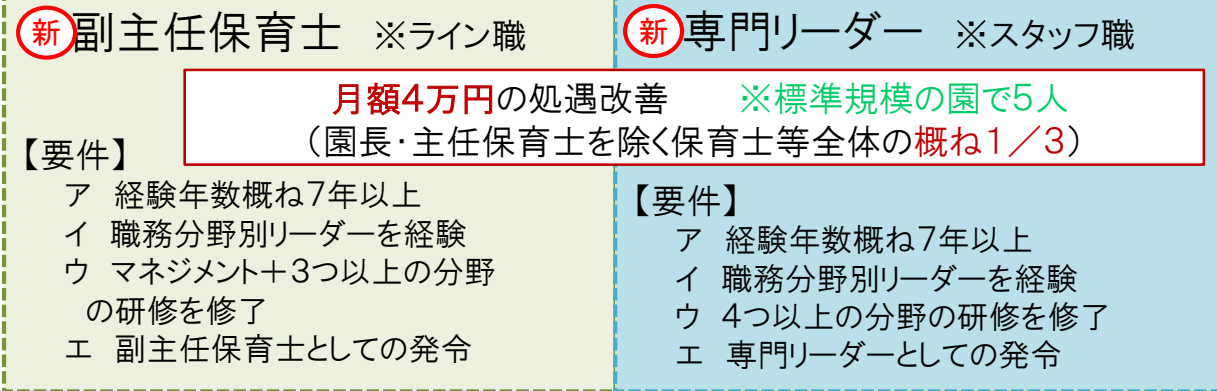
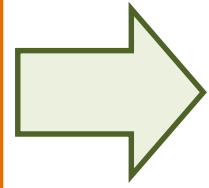
研修による技能の習得により、
 キャリアアップができる仕組み
 を構築

新 キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

- 【研修分野】
- ①乳児保育 ②幼児教育
 - ③障害児保育 ④食育・アレルギー
 - ⑤保健衛生・安全対策
 - ⑥保護者支援・子育て支援
 - ⑦保育実践 ⑧マネジメント

※ 研修の実施主体:都道府県等
 ※ 研修修了の効力:全国で有効
 ※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効



※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可。
 ※上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。
 ※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱの仕組み

1 概要

- ・ 副主任保育士・専門リーダー（月額4万円の処遇改善）・職務分野別リーダー・若手リーダー（月額5千円の処遇改善）等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む施設・事業所に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用に係る公定価格上の加算を創設する。

2 要件

- ・ 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行う（処遇改善等加算Ⅰと同様）。
- ・ 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

<月額4万円の処遇改善の対象者>

- ・ 副主任保育士等の職位の発令・職務命令
- ・ 経験年数が概ね7年以上
- ・ 4分野以上の研修を修了していること

<月額5千円の処遇改善の対象者>

- ・ 職務分野別リーダー等の発令・職務命令
- ・ 経験年数が概ね3年以上
- ・ 担当分野の研修を修了していること

※ 経験年数は「概ね」であり、各施設の状況を踏まえて決めることが可能

※ 研修に関する要件については、受講状況等を踏まえ、**2022年度を目途に研修受講の必須化を目指す。**

- ・ **職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること**

3 職員への配分方法

- ・ **月額4万円又は月額5千円**の加算対象人数分（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3又は1/5）を支給。
- ・ 副主任保育士等への配分は、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を**加算対象人数の1/2**（端数切り捨て）**以上確保**した上で、副主任保育士等、職務分野別リーダー等に配分（**月額5千円～4万円未満**）。
- ・ 職務分野別リーダー等への配分は、**加算対象人数以上確保**する（**月額5千円～副主任保育士等の最低額**）。
- ・ 法人内の他の施設の職員の賃金改善に充当可（2022年度までの時限措置。加算額の20%の範囲内。）。

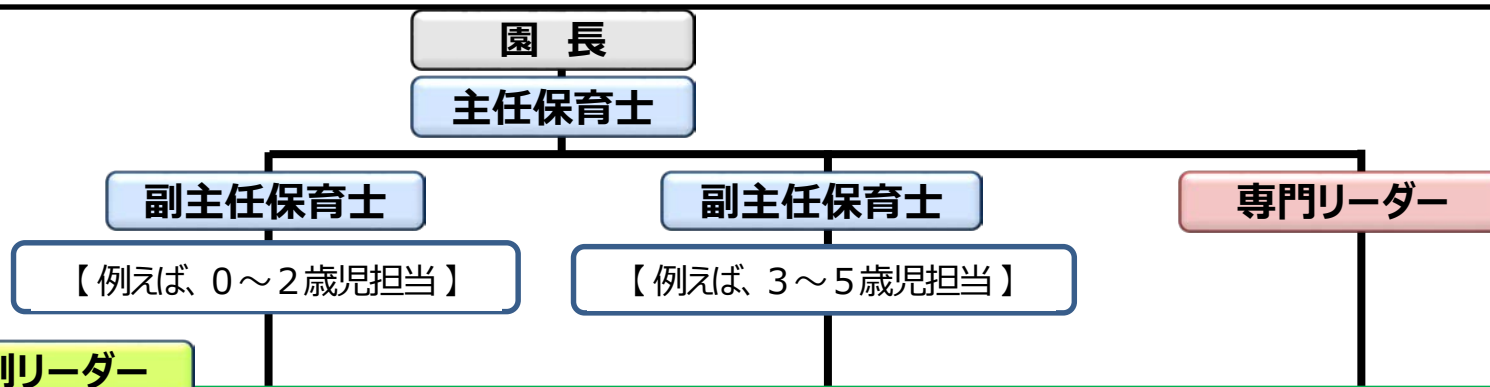
保育士等の技能・経験に応じた処遇改善の運用の見直しについて

- 保育士等が専門性の向上を図り、技能・経験に応じて**キャリアアップ**できる**組織体制の整備**を目指す。
- 各保育園における人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、保育士等の技能・経験に応じた**処遇改善等加算Ⅱ**について、**運用の柔軟化**を図る。

目指すべき保育園の組織体制

(括弧内の人数は、定員90人(職員17人)の保育園モデルの場合)

- 例えば、0～2歳児担当、3～5歳児担当などの**「副主任保育士」又は「専門リーダー」を配置(2人以上)**
(定員規模に応じた人数は、別紙参照)
 - ※ 副主任保育士：3つ以上の専門分野及びマネジメントの研修を修了した者
 - ※ 専門リーダー：4つ以上の専門分野の研修を修了した者
 - 加えて、乳児保育、幼児教育、障害児保育など、**専門6分野ごとに「職務分野別リーダー」(兼務可)を配置(3人以上)**
※ 職務分野別リーダー：1つ以上の専門分野の研修を修了した者
- ⇒ **処遇改善等加算Ⅱの加算要件**は、研修の受講を促進し、**2022年度を目途に、研修受講の必須化を目指す**。
(2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、必須化時期を確定)



職務分野別リーダー

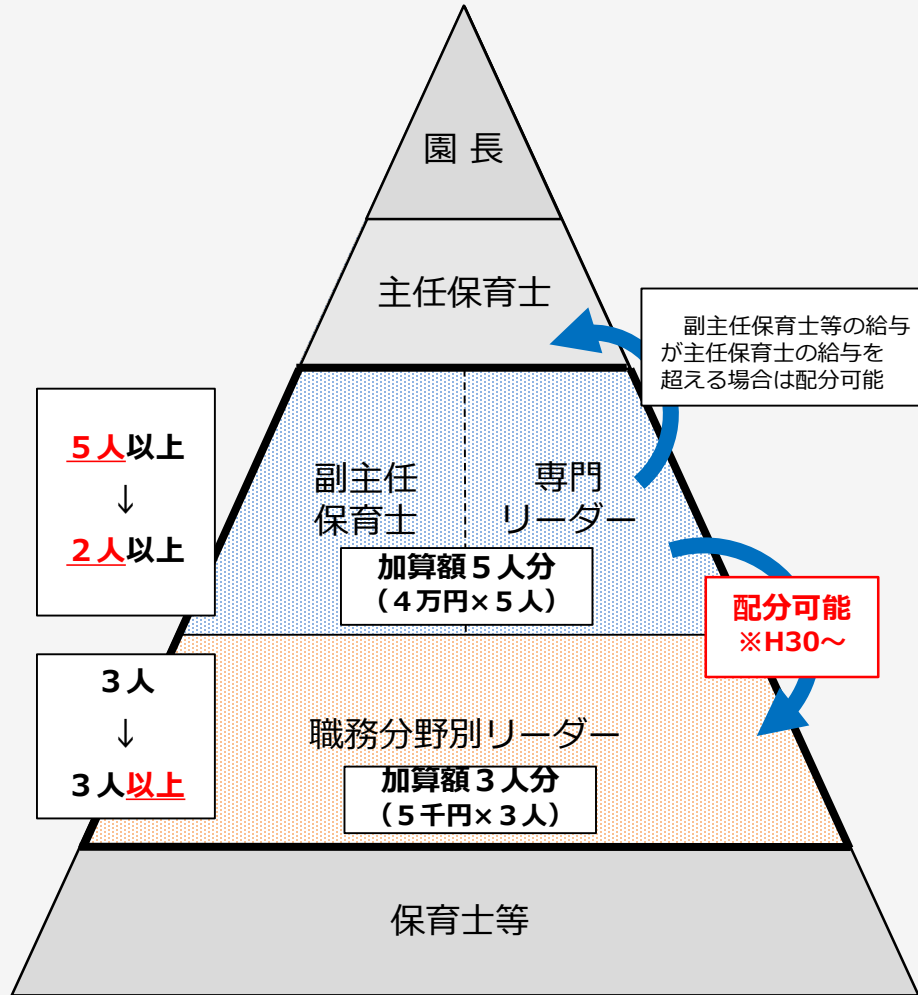
- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

平成30年度における処遇改善等加算Ⅱの配分方法の見直し

<定員90人（職員17人※）の保育園モデルの場合>

※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

（配分方法の見直し）



< 副主任保育士又は専門リーダー：加算額20万円（4万円×5人） >

20万円のうち、12万円は**副主任保育士又は専門リーダーのみ**に配分可能（配分人数及び額は事業者において判断）

【改善点1】

12万円については、**職務分野別リーダーにも配分可能**

< 職務分野別リーダー：加算額1.5万円（5千円×3人） >

3人の**職務分野別リーダー**に月額5千円

【改善点2】

3人以上の職務分野別リーダーに**月額5千円以上**（ただし、副主任保育士等への一番低い加算額を超えない額）

同一事業者内での保育園間の配分は不可

【改善点3】

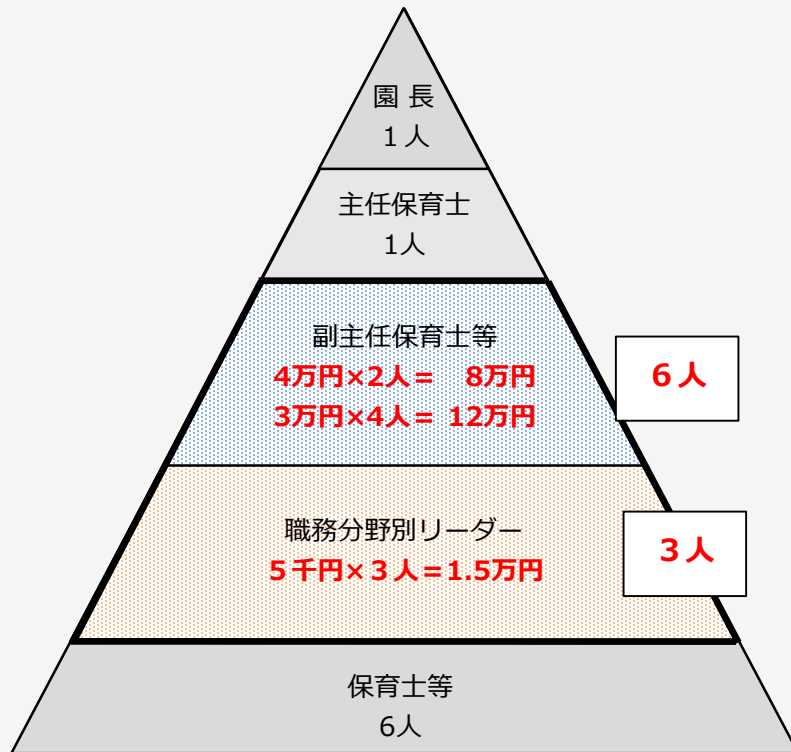
加算額21.5万円（20万円+1.5万円）の**20%**について、**同一事業者内で保育園をまたぐ配分が可能**
（2022年度までの時限措置。同一事業者内全体での処遇改善を確認。）

<定員90人（職員17人※）の保育園モデルの場合>

※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

例 若手保育士の多い保育園の場合

【現 行】



【見直し後】

